論点　事業者・従事者の不足への対応

対応案

（小規模多機能型居宅介護の訪問職員の配置基準の見直し）

■ 中山間地域等を中心に人材確保が困難となり、事業所の存続に対する影響も高まる中、訪問サービス利用者の有無にかかわらず訪問職員の配置を求める現行の取扱いについて、サービスの質を担保しつつ、実態に即した配置の在り方をどのように考えるか。

（居宅介護支援）

■　中山間地域等においては、ケアマネジャーの人材確保に加え、その地域の実情や社会資源を把握し、関係機関との連携の下でのケアマネジメント提供体制を継続的に確保することが重要であることから、本体事業所によるバックアップの下、本体事業所とは別に活動拠点を設け、地域の実情の把握や関係機関との連携を行いながら継続的なケアマネジメント提供体制を確保するサテライト事業所を制度的に位置付けるとともに、その体制を評価する加算を創設してはどうか。

■　サテライト事業所の設置に当たっては、中山間地域等でも設置が容易になるような要件とする一方で、テレワーク中の緊急発生時の体制を整備していない事業所があるとの指摘もあるところであり、不適切な事業所設置を防ぐ観点も含めて、例えば以下の要件を設けてはどうか。

①　人員基準や各種加算・減算については、本体事業所と一体的に取り扱う。

②　事務室等の事業を行う区画について自ら確保することは不要とし、貸し会議室の活用やテレワークも認める。

③　利用者情報等の記録の整備について、クラウドシステムの活用により本体事業所に電子的に保存できることを条件に、サテライト事業所に別途書類を備え置かなくてもよいこととする。

④　また、本体事業所による管理を適切に行うともに、指定権者による指導を確実に行う観点から、緊急時等には本体事業所が適切に対応できる体制を要件とし、都道府県外にサテライト事業所を設置することは認めないこととする。（中山間地域等は要件の緩和。）

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会
資料2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（中山間地域等における加算、地域特性を背景としたサービス提供の効率化、事業者・従事者の不足への対応）」 p. 43 より抜粋

論点　事業者・従事者の不足への対応

論 点

（小規模多機能型居宅介護の訪問職員の配置基準の見直し）

■ 小規模多機能型居宅介護については、訪問サービス利用者の有無にかかわらず日中１人以上の訪問従事者の配置が求められていることから、人材確保が困難な地域においては事業運営上の負担となっているとの指摘がある。通いサービスにおける人員配置基準（利用者３人に対し職員１人）を維持しつつ、サービスの質を確保する観点から、同一法人内で訪問サービス提供体制が確保されている場合等における訪問従事者の配置の在り方についてどのように考えるか。

（居宅介護支援）

■　今後、介護サービスの利用者が増加するとともに、高齢者の抱える課題が複雑化、複合化する中、ケアマネジャーの役割の重要性が増大する一方で、ケアマネジャーの従事者数は横ばい傾向にあり、年齢構成も６０歳代の割合が増加するなど、ケアマネジャーの人材確保が喫緊の課題となっている。

■　特に、中山間地域等においては、高齢者人口が減少し、サービス需要が減少すると同時に、担い手の不足が他の地域と比較しても更に深刻な状況になると見込まれている。

■　中山間地域等を含め、それぞれの地域の状況に応じて、適切なケアマネジメント提供体制を確保していくため、どのような方策が考えられるか。

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会
資料2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（中山間地域等における加算、地域特性を背景としたサービス提供の効率化、事業者・従事者の不足への対応）」 p. 42 より抜粋

小規模多機能型居宅介護の基準

必要となる人員

			本体事業所	サテライト型事業所
代表者			認知症の介護従事経験若しくは保健医療・福祉サービスの経営経験があり、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者	本体の代表者
管理者			３年以上認知症の介護従事経験があり、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了した常勤・専従の者	本体の管理者が兼務可能
小規模多機能型居宅介護従業者	日中	通いサービス	常勤換算方法で３：１以上	常勤換算方法で３：１以上
		訪問サービス	常勤換算方法で１以上（他のサテライト型事業所の利用者に対しサービスを提供することができる。）	１以上（本体事業所又は他のサテライト型事業所の利用者に対しサービスを提供することができる。）
	夜間	夜勤職員	時間帯を通じて１以上（宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。）	時間帯を通じて１以上（宿泊利用者がいない場合、置かないことができる。）
		宿直職員	時間帯を通じて１以上（随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されている場合、必ずしも事業所内で宿直する必要はない。）	本体事業所から適切な支援を受けられる場合、置かないことができる。
	看護職員		小規模多機能型居宅介護従業者のうち１以上	本体事業所から適切な支援を受けられる場合、置かないことができる。
介護支援専門員			介護支援専門員であって、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者１以上	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了した者　１以上

出典：厚生労働省 第274回社会保障審議会介護給付費分科会
資料2「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（中山間地域等における加算、地域特性を背景としたサービス提供の効率化、事業者・従事者の不足への対応）」 p.36 より抜粋